東松山市観光協会キャラクターイラスト使用取扱要領

令和４年３月１７日決裁

（目的）

第１条 この規則は、東松山市観光協会のキャラクターイラストの取扱いを定めることにより、イラストの適正な使用と効果的な活用を図ることを目的とする。

（申請）

第２条 イラストを使用しようとする者は、あらかじめ会長に様式第１号による東松山市観光協会キャラクターイラスト使用承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の基準）

第３条 イラストの使用は、東松山市観光を広く発信することを目的とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り承認するものとする。

(1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれのある場合
(2) 市・観光協会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合
(3) キャラクターの品位を害し、又は害するおそれがある場合
(4) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
(6) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不適当と認められる場合

(使用上の遵守事項)

第４条 イラストを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、イラスト素材を利用して発生した事故・トラブル等に関しては、一切の責任を負いかねます。

(1) 使用するイラストは、改変等の応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
(2) イラストそれぞれに人物名の表記を付すこと。
(3) 承認された用途のみに使用すること。

（承認）

第５条 会長は、第２条の規定による申請があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、その旨を申請した者に通知するものとする。

２ 会長は、前項の承認に際して、必要により条件を付すことができる。

（使用料）

第６条 イラストの使用料は、無料とする。

（承認内容の変更）

第７条 イラストの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。)は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第２号による東松山市観光協会キャラクターイラスト使用変更申請書を会長に提出し、承認を受けるものとする。

２ 前項の承認又は不承認については、第４条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第８条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第５条の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 第３条の規定による承認の基準を満たさなくなったとき。
(2) 第５条第２項において付した承認の条件に違反したとき。
(3) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

２ 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、その旨を使用者に通知するものとする。

３ 会長は、承認の取り消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（補則）

第９条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する